

## 凡 例

- 本目録は、『史料目録』第92集として「尾張国名古屋鉄砲塚町渡辺家文書目録」(37X14)、「尾張国名古屋大船町知多屋青木家文書」(31C)、「尾張国名古屋西陣町茜部家文書」(36R 37A)、「尾張国海西郡村々免状その他史料」(23H)、「尾張国海西郡葛木村渡辺家文書」(23P)、「尾張国海東郡甚目寺村吉川家文書」(24D)、「尾張国丹羽郡犬山鈴木家文書」(35G)を収めた。
  - 文書群の編成にあたっては、ISAD (G) (国際標準:記録記述の一般原則)の考え方も参考にしつつ、文書群を発生させた組織体・集団の役割や活動に留意し、文書群の持つ内的構造を復元することに努めた。各頁の肩に「3. 店方 /1. 焚味噌商 /2. 焚味噌組合」などと示し、各文書の階層中における位置を把握できるように配慮した。ただし、今回収録した文書群の中には文書点数が少量のものもあり、それらに関しては組織体のあり方を十分に検討することができず、文書群の階層構造についても便宜的なものとならざるをえなかった。
  - 文書群最下階の文書配列は、原則として年代順とし、年欠文書は末尾に配列した。ただし、包紙入、こより紐で結わえられた文書についてはそのまとまりを尊重し、原則として最も適切と考えられる箇所に一括掲載した。
  - 本文記載は、ほぼ(1)表題、(2)作成者または差出人、(3)宛名、(4)作成年月日、(5)形態・数量、(6)整理番号の順である。包紙入などの一括情報は、(5)形態・数量に続けて/ (斜線) で区切った上で、これを明記した。また、紙質、文書の保存状態などの情報も同様に適宜注記した。
  - 表題は原表題のあるものはそれを採り、ないものについては( ) を付して仮表題を与えた。また、表題のみでは内容が判別できないものについても、簡単な内容摘記をおこない、同様に( ) を付した。
  - 作成年月日は和年号で示し、干支だけの場合はそれを採録した。推定年次については、( ) を付した。
  - 史料の形態は、冊子型史料では、半(半紙縦折判)、美(美濃縦折判)、横長半(半紙横折判)、横長美(美濃横折判)、横半半折(半紙横折紙半折判)、横半列(半紙横折紙列帖装)などの略称によって原書の概略を示した。こうした表記の詳細については、『史料館所蔵史料目録』第50集の解題を参照されたい。書付型史料は、縦紙、縦折紙、縦切紙、縦継紙、横折紙、横切紙、横切継紙、小切紙、小紙などと表記した。また、綴られた文書の場合は、「3通1綴」などと、その構成を示した。
  - 整理番号は、仮整理時に付与されたものを踏まえ、一部に関しては今回新たにこれを付与した。枝番号の付与基準は必ずしも物理的な関係を示すものとはなっていない。
- 本目録は、大友一雄がこれを担当し、調査収集事業部の種村威史がこれを補佐した。目録作成においては、「尾張国名古屋大船町知多屋青木家文書」については名エン株式会社、「尾張国海西郡葛木村渡辺家文書」については同家文書の一部を所蔵する名古屋市博物館、同館学芸員種田祐司氏、「尾張国丹羽郡犬山鈴木家文書」については愛知県犬山市の近藤薫氏、尾張国海東郡甚目寺村吉川家文書に関しては、漆部神社・美和歴史民俗博物館、吉川家の皆様に情報や調査についてのご協力を賜った。また、文書の目録データの作成にあたっては榎本博、鈴木直樹、北村厚介、萩原拓己、芹口真結子、武林弘恵、武子裕美、望月良親、以上の各氏の協力を得た。

# 総目次

口 絵

凡 例

総目次

愛知県下諸家文書 その1

尾張国名古屋鉄砲塚町渡辺家文書目録目録

目録本文細目次 .....	2
解 題 .....	5
目録本文 .....	21

尾張国名古屋大船町知多屋青木家文書目録

目録本文細目次 .....	110
解 題 .....	111
目録本文 .....	117

尾張国名古屋西陣町茜部家文書目録

目録本文細目次 .....	130
解 題 .....	131
目録本文 .....	135

尾張国海西郡村々免状その他史料目録

目録本文細目次 .....	150
解 題 .....	151
目録本文 .....	157

尾張国海西郡葛木村渡辺家文書目録

目録本文細目次 .....	178
解 題 .....	179
目録本文 .....	183

尾張国海東郡甚目寺村吉川家文書目録

目録本文細目次 .....	188
解 題 .....	189
目録本文 .....	193

尾張国丹羽郡犬山鈴木家文書目録

目録本文細目次 .....	200
解 題 .....	201
目録本文 .....	207



# 尾張国名古屋鉄砲塚町渡辺家文書目録

---

尾張国名古屋鉄砲塚町渡辺家文書目録 本文細目次〔文書群の構造〕

---

<b>1. 町役人</b> .....	21
1.1. 鉄砲塚町町代 .....	21
1.1.1. 御用	
1.1.2. 町政	
1.1.3. 祭礼	
1.1.4. 任免	
<b>2. 御用</b> .....	22
2.1. 町奉行所御用達 .....	22
2.1.1. 任免など	
2.1.2. 軍用金	
2.1.3. 帰田金	
2.1.4. 御備講金	
2.2. 国産御用掛 .....	23
<b>3. 内方</b> .....	24
3.1. 資産 .....	24
3.1.1. 総勘定	
3.1.2. 運用など	
3.1.3. 不動産	
3.2. 金銭貸借 .....	28
3.2.1. 貸与	
3.2.2. 藩士貸	
3.2.3. 借入	
3.2.4. 訴訟	
3.2.5. 書状	
3.2.6. その他	
3.3. 講金 .....	35
3.4. 金銭授受 .....	36
3.5. 金銭勘定 .....	36
3.6. 借家経営 .....	36
3.7. 地主経営 .....	37
3.7.1. 土地譲渡	
3.7.2. 掬米	
<b>4. 店方</b> .....	39
4.1. 焚味噌商 .....	39

4.1.1. 経営・資本 (1. 本家関係、2. 店・社屋、3. 分店)	
4.1.2. 焚味噌組合 (1. 年行司、2. 廻状、3. 交際、4. 取決、5. 会社)	
4.1.3. 役所関係 (1. 届・願、2. 通達など)	
4.1.4. 資産・資金	
4.1.5. 店卸帳	
4.1.6. 取引 (1. 仕入・注文、2. 送り状、3. 仕切、4. 値段、5. 支払、6. 通帳、7. 預札、8. 取引札)	
4.1.7. 出入・裁判	
4.1.8. 勘定 (1. 売上、2. 諸勘定、3. 正金・札金)	
4.1.9. 製造	
4.1.10. 奉公人・職人	
4.1.11. 諸活動 (1. 丸屋幸八、2. 笹屋又左衛門)	
4.1.12. 書状	
4.2. 綿商	78
4.2.1. 資金	
4.2.2. 株	
4.2.3. 取引	
4.2.4. 金銭勘定	
4.2.5. 情報	
4.3. 諸商	81
4.3.1. 肥料商	
4.3.2. 茶碗屋	
4.3.3. 古物商	
<b>5. 家</b>	<b>83</b>
5.1. 家屋普請	83
5.2. 家政	83
5.2.1. 役所関係	
5.2.2. 町関係	
5.3. 家族	84
5.3.1. 相続	
5.3.2. 家訓	
5.3.3. 諸動向	
5.3.4. 書状	
5.4. 冠婚葬祭	87
5.4.1. 祝事	
5.4.2. 仏事	
5.5. 教育教養	88
5.5.1. 学校	
5.5.2. 教養	

5.5.3. 諸芸能	
5.6. 家計	90
5.6.1. 買物	
5.6.2. 支払	
5.7. 交際	96
5.7.1. 贈答	
5.7.2. 寄付	
5.7.3. 交流	
5.7.4. 書状	
5.8. 信仰	105
5.9. 衛生	106
5.10. 諸活動	106
5.11. 乳母奉公	107
5.12. 日記	107
5.13. 物品	107



## 尾張国名古屋鉄砲塚町渡辺家文書目録解題

文書群記号	37X14
文書群名	<small>おわりのくに な こ やてつぽうづかちようわたなべけんじょ</small> 尾張国名古屋鉄砲塚町渡辺家文書
年代	天明5年(1785)～昭和30年(1955)(江戸時代後期から明治30年代のものが大半である)
数量	1994件(枝番号も含めた本目録上での文書件数)

### 入手の経過

1962年度に他の37Xの文書とともに一括して故紙業者より購入。

### 渡辺家の歴史

尾張国名古屋鉄砲塚町(現、愛知県名古屋市東区相生町)において居を構えた渡辺家は、江戸時代後期から昭和期にかけて味噌噌醤油の製造・販売などの商売を行う商人であり、屋号・商店名を「佐野屋」と称した。また、幕末期には一時鉄砲塚町の町役人である町代、また、尾張藩町奉行所御用達などを勤めた。同家歴代の当主については、現存する文書の検討から作成した解題末の渡辺家略系図を参照されたい。

本文書群から特定できる最初の当主は、文政～弘化期にかけて活動した佐兵衛である(便宜的にこの人物を初代とする)。家の成立に関しては不確かな面が少なくないが、隣町九十軒町(または萱町)で味噌噌商売を行った「佐野屋与右衛門」を本屋・本家と呼んでおり、「佐野屋与右衛門家」の味噌噌商売と連動する形で商いを始めたことが考えられる。ただし、佐野屋与右衛門家と佐野屋佐兵衛家の関係は、親族関係ではなく、「佐野屋与右衛門召仕」であり、住居についても当初は「九十軒町与右衛門扣借家」に居住した(No28-672)。商売上では佐野屋を名乗り、近隣で商売を始めたことから明らかのように両者の関係は極めて深い。渡辺家は時に別家なども表記される。

佐野屋与右衛門家について少し補足するならば、同家は、鉄砲塚町の南側の「九十軒町」に店舗を構え、同町の四つ辻は「佐野屋の辻」と呼ばれたという。これは同町に尾張国丹羽郡千秋村宇佐野(現、愛知県一宮市)から中村清左衛門・同与右衛門が転入し道路をへだてて家を見て、それぞれ酒屋、味噌屋を始め、同町随一の富豪となったことから、屋号を用いて辻の名称がつけられたという(出典は当面『愛知県の地名』平凡社109頁)。伝承であるが、佐野屋与右衛門の出自や商売上の位置を伝えるものといえる。

また、渡辺家文書からは、文政9年(1826)、佐野屋与右衛門が駒屋瑞甫から味噌噌株・売場・諸道具などを金230両で購入し(No70)、これと同時に同人から名古屋城下鉄砲塚町「中ノ切西側」など3か所を金500両で入手したことが明らかである(No49-9)。こうした与右衛門家の商売の拡大に伴い佐兵衛は、その器量が認められ、佐野屋を名乗ることや独立しての味噌噌商売が認められたとも考えられる。

なお、佐野屋与右衛門が駒屋瑞甫から購入した味噌噌道具類一式、建物敷地などの権利証書類は、佐野屋佐兵衛家に伝来しており、最終的に与右衛門から佐兵衛へと譲渡されていったことも考えられるが確証はない。

佐兵衛家が「佐野屋」の屋号を用いた事例は、確認の範囲であるが天保4年(1833)6月を初発と

する (No47-3)。この段階には一定程度独立を果たし、商いを開始したとみてよからう。

天保期以前の状況は文書も少なく、多くが不明であるが、天保15年(1844)には戸主佐兵衛至光と継子定治郎晋盈が署名する家訓書が伝来する (No28-235、No28-563)。定治郎(または定次郎)はすでに天保13年12月11日の函解帳(和算)に名前が見えるが、家訓書作成後に代替わりがあり、定次郎が2代目「佐野屋佐兵衛」を名乗ったとみられる。同人は文政10年(1827)生まれ、20歳頃に相続したことになる。嘉永1年(1848)に名古屋東田町三浦伊兵衛長女つな(天保3年(1832)生)と結婚し、安政2年(1855)に長男定次郎(のち3代目佐兵衛)が、万延1年(1860)に次男鋤三郎が誕生した。隠居は明治10年(1877)4月であり、役所に戸主交代の願いが提出され、3代目佐兵衛に引き継ぐ。

3代目は明治11年に名古屋赤塚町児玉嘉助姉すずと結婚し、明治13年長男嘉一が、明治24年には次男貞治が誕生したが、明治27年離縁となる。この間、明治17年には体調不良から戸主を退き、母親つなと交代する。佐兵衛は主税町80番地に転居し、書画・骨董などを扱う古物商を開店する。

つなは明治33年3月6日まで戸主にあるが、この間、書類上は長男佐兵衛を名目上の代理人とする段階、金森喜七・鈴木芳太郎などが代理人を勤める段階、孫である貞治を世子としてつなが代理人を務める段階(明治31年7月12日、貞治は廃嫡となり、鋤三郎の養子となる。No62-15)、そして、明治31年には伊藤又七家へ養子に出ている鋤三郎が復籍し、つなの代理を務める段階があり、書類上の署名者などが各段階でそれぞれ変化するが、無年号文書の年代特定の上で一つの目安となる。

復籍した鋤三郎は、明治31年7月10日に名古屋長堀町荒川清九郎娘きく(明治9年3月2日生)と結婚するが、明治39年11月23日に亡くなり、兄(3代目佐兵衛)の次男貞治が戸主となる。同人は明治24年生まれ、15歳で家を継いだことになる。大正9年(1920)10月、千種町加藤金次郎三女きみ(明治33年9月21日生)と結婚し、長男佐兵衛(大正11年4月21日生)を含む2男2女を得た。

したがって、佐野屋佐兵衛家の経営は、初代佐兵衛-定次郎(2代目佐兵衛)-定次郎(3代目佐兵衛)-つな-鋤三郎-貞治-佐兵衛と引き継がれた。改めて、それぞれが経営責任者(戸主)であった期間を示すならば次の通りである。

初代佐兵衛(文政期頃~弘化期)、2代佐兵衛(弘化期~明治10年)、3代佐兵衛(明治10年~明治17年)、4代つな(明治17年10月6日~明治33年3月6日)、5代鋤三郎(明治33年3月~明治39年11月23日)、6代貞治(明治39年11月~未詳)、7代佐兵衛(未詳)

現存する大半の文書は、これらの戸主による経営関係のものである。

居屋敷・焚味噌製造販売所は複数存在し、また移動を確認できる。既述のように初代佐兵衛は、当初「九拾軒町佐野屋与右衛門召仕佐兵衛」(No28-672)として出発し、「九十軒町与右衛門扣借家」に居住したが、その後時期は不明であるが鉄砲塚町で居屋敷・店舗を構えた。2代目佐兵衛は元治1年(1864)10月に鉄砲塚町の町代に就任しており (No65-1)、町内で確固たる地位を築いたといえる。本家との関係においても次第に独立していったことが考えられる。なお、鉄砲塚町は本家があった九十軒町の北側にあり、武家地と町地が混在する地域であった。町内には味噌商永楽屋伝右衛門や薬舗駒屋小左衛門なども店舗を構えていた。町名は明治4年(1871)に相生町と改称し、その後大区制の成立・廃止などに伴い地番なども変更となった。

すなわち、明治6年(1873)6月時、2代目佐兵衛は第1大区6小区相生町3丁目9番地 (No46-98) に店を構えたが、明治10年4月の文書では第1区相生町3丁目旧9番地新41番に地番変更となる。

居屋敷・製造所などの地番変更をまとめると次の通りである。

相生町旧3丁目9番地 →新38番～41番迄屋敷建物

相生町旧3丁目8番地 →新37番屋敷

相生町旧3丁目24番地 →新163番・229番・230番屋敷

なお、明治8年7月には、相生町3丁目9番地家作建物を表間口8間通3戸に仕切って借家に転用した。また、長短期的に複数の屋敷地、店舗・製造場を所有する状況も見られる。さらに居屋敷の移動もある。明治10年に3代目佐兵衛は、新番41番屋敷に居住した(No62-12)が、明治21年(1888)12月28日のニエラ溜製造見込石数減届では、相生町44番戸に移った。その後、明治25年6月の所得金高届では、名古屋市相生町49番戸渡辺つなとある(No41-13)が、明治27年12月17日の地所建物書入借用金証券では住所を尾張国名古屋市相生町44番戸渡辺つなとする(No48-17)。なお、店舗・製造所と居屋敷はこれも分離を確認できる。同家の主要な製造場所は、上記の番地とは異なり、「名古屋区相生町3丁目17番地 製造場醤油製造人渡辺つな」(明治18年)とする文書が多数を占める。

明治38年3月27日には、土地建物売渡証文(相生町3丁目18番宅地74坪)では、本家名古屋市菫屋町2番戸中村与右衛門が名古屋市相生町3丁目17番地を渡辺鋤三郎へ売却する。当時、3丁目17番地には、製造所を有したわけであり、その隣の土地を本家から入手したことになる。

明治期は、主に相生町3丁目17番地、相生町41、44、46、49番などを拠点に活動し、地続きなどに屋敷地を増やし、また、資金調達などに関連してそれらを売却、また質に入れ、さらにその一部が借屋などに利用されたのである。

以上、現存する文書・記録に関わり、渡辺家の歴史を概観したが、渡辺家の商売については、文書群の階層構造との関わりで説明したい。

## 文書群の構造と内容

渡辺家文書は、先祖代々の諸活動を通じて蓄積されたものであるが、それらは活動や役割のあり方から、1. 町役人、2. 御用、3. 内方、4. 店方、5. 家の5つの文書群に編成できると考えられた。それぞれの構造と内容は次の通りである。

### 1. 町役人

幕末期、2代目佐兵衛は鉄砲塚町の町代を勤めた。関係する文書件数が11件、年代は上限元治1年(1864)、下限明治5年(1872)である。文書数は少数であるが、1.1.1. 御用、1.1.2. 町政、1.1.3. 祭礼、1.1.4. 任免に編成した。名古屋の町制は、全町的な存在として惣町代、各町に町代－組頭が置かれた。一般に言われるところの町名主が町代であり、町役人は町運営に参政権を有する家持層から選ばれた。佐兵衛が鉄砲塚町の町代に就任した経緯などは、文書点数も少なく明らかではないが、就任は幕末元治1年、慶応2年(1866)には退職願いが出されている。1.1.1. 御用は、元治1年の長州戦争に関わる兵糧焚き出しに関するものである。前藩主慶勝が長州征討軍総督を勤めたことにより、領民に様々な負担が課せられたが、これもその一つである。

1.1.2. 町政には、町民と関わる町代の具体的な機能に関する文書を示した。質流証文への奥印、鉄砲塚町宗門人別帳作成、処分屋敷の売払事務、町役帳面作成などである。1.1.3 祭礼は町の自立的な取り組みとしての町内祭礼に関するものを、1.1.4. 任免は、慶応3年(1867)7月付けの持病を理由とする町代退役を求める願書のみであるが、項目をとくに立てた。

## 2. 御用

本文書群の件数は20件、年代は上限元治1年(1864)、下限明治8年(1875)である。御用は臨時の務めに関わるものを対象として、文書を2.1.町奉行所御用達、2.2.国産御用掛のもとに編成した。

2.1.町奉行所御用達では1.任免など、2.軍用金、3.帰田金、4.御備講金の機能の柱を見出し、文書個々をそれぞれ配置した。現存する文書は18点と少量であり、対象年代は元治1年から明治初期のものであり、ここでは「町奉行所御用達」と表記されるほかに「町奉行所御用達格」「町奉行所御用達並」とする文書も確認できる。幕末、尾張藩では御用達商人を細かく序列編成し、上納金負担などによって上位の階位へと昇進できる仕組みを導入した。渡辺佐兵衛の就任は元治1年、長州戦争などによる経費分担の問題に関係して御用達に登録されたことが考えられる。慶応2年退職を願い出るが、ここでは軍費金皆納が不可能であること、商いの売上金を残らず本家へ納めるため手元不如意であることが記される(No65-1)。

2.1.2.軍用金は、元治1年佐兵衛に上納が命じられた軍用金の分納・延納に関するものであり、長州戦争後も分納が続いている。点数は9点。2.1.3.帰田金は秩禄処分により、士族の特権が剥奪され、生活困窮に陥った士族対策として明治3年(1870)に藩が導入したものである。具体的には士族身分のまま藩内各地の適当な土地に分散帰農させる政策に関わり、その資金上納が御用達の商家や村人に命じられた。ここにはその関連の文書をまとめた。なお、この方策は明治4年7月、新政府が廃藩置県を宣言したことで継続不可能となり、翌明治5年2月限りで停止となっている。2.1.4.御備講金も、その詳細は不明であるが、藩に関する無尽金と考えられる。

2.2.国産御用掛は、明治4年の廃藩置県以前尾張藩が独自に導入した方策の一つであり、本文書群には明治2年11月19日と見られる鉄砲塚町佐野屋佐兵衛と永楽屋治兵衛の御国産御用掛への任命書、福島出張会所御用向勤めの通達が伝存する。

## 3. 内方

渡辺家における諸活動のうちとくに経済的な面での活動は、年々総決算がなされ帳簿が整備されていた。こうした計画的な資産管理や経営管理は前近代段階にすでに見られ、店舗商売などの店方と対置させて、内方の活動と捉えられる。渡辺家の場合、総勘定帳は明治11年(1878)から現存しており、経営の拡大、多角化のなかで、店方と内方を分離する認識が深まったことが考えられる(渡辺家文書に「内方」の文言が具体的に見られるのは、「(明治)三十九年十一月小栗第一分店什器調査」(No28-449)である)。よって、家全体の経済活動に関わる文書を本目録では、**3. 内方**として編成した。

3.内方に関する文書群は、総件数314件、年代上限は文政1年(1818)(内容年代は明和8年)、下限は明治38年である。対象文書は3.1.資産、3.2.金銭貸借、3.3.講金、3.4.金銭授受、3.5.金銭勘定、3.6.借家経営、3.7.地主経営に編成した。これらの柱のもとでの編成の詳細は本文詳細目次〔文書群の構造〕に示した通りである。

3.1.資産の件数は91件、年代は上限天保15年(1844)、下限明治38年(1905)である。本文書群は3.1.1.総勘定、3.1.2.運用など、3.1.3.不動産と編成した。総勘定では、明治11年(1878)～33年にいたる同家の経済活動に関する総勘定帳を収めた。事業ごとに上半期と通年での勘定がなされており、本文書は渡辺家の活動の柱を見いだす上でも重要である。なお、金銭ばかりでなく有物なども踏まえた総勘定となっている。運用などは他者への出資、銀行での運用などに関するものである。不動産は土地や

屋敷地の取引に関するものを示した。「扣地之覚」(No28-457)は、簡単なメモ書きであるが、渡辺家の明和8年(1771)から文化11年(1814)11月にかけての土地取得状況が記される。明和期に須ヶ口村に土地を求め、文化期には丸の内に土地を求めているが、後の渡辺家の活動と繋げて理解することが課題である。

3.2. 金銭貸借に関する文書は、数量が165件、この上限は天保2年(1831)、下限は明治38年である。3.2.1. 貸与、3.2.2. 藩士貸、3.2.3. 借入、3.2.4. 訴訟、3.2.5. 書状、3.2.6. その他に編成したが、件数が多い貸与・借入は商売に関するものである。借入では安政3年(1856)、明治9年(1876)、同11年などに大きな金額の動きを指摘できる。いずれも当主の交代などと関連する年次である。また、名古屋城下という立地とも関連して尾張藩士への貸与が天保から安政期に見られる。少額であるが、同家の経営基盤の確立などと無関係ではなからう。訴訟・書状・その他に編成した文書も、金銭貸借に関するものである。

3.3. 講金は、対象文書が7点、いずれも幕末のものであり、商人仲間の金銭融通のための無尽講に関する文書である。永楽講・相続講の名前が見られるが、その具体的な運営については明らかでない。文書は講師としてのものと、講元担当時のものが見られる。本来、区別すべきであるが、点数も少ないため同じ編成とした。

3.4. 金銭授受は、対象となる文書9件、時代は明治期である。ここには5.6. 家計、4. 店方以外の金銭授受関係文書を編成した。

3.5. 金銭勘定は、対象となる文書12件、いずれも無年号であるが、明治期のものが大半と思われる。店方・家計などとは一緒にしにくいものを収めた。なかには目的そのものが不分明なものも見られた。

3.6. 借家経営は、対象となる文書16件、時代は上限が文政1年、下限が明治16年である。佐野屋与右衛門宛の借家請状1通、佐野屋宗右衛門宛の借家請状4通が含まれるが、渡辺家との明確な関係を見いだすことはできなかった。ただし、渡辺家の借家経営と関係するものと考え、ここに編成した。渡辺家の借家経営では、明治9年に居屋敷を3つに分け借家としている。予備の土地を取得した城下町商人の運用方法の1つとして借家経営があったといえる。

3.7. 地主経営は、3.7.1. 土地譲渡、3.7.2. 掬米に編成した。対象となる文書は14件、その大半が明治15年(1882)の文書である。渡辺家がどのような経緯から地主経営に乗り出すのか、未確認であるが、明治15年頃の成立と推定される「三河国挙母村長興寺村内所持地地券書上帳」(No51-8)によれば、取得地は29筆8反7畝余・地価金487円余、掬米は4石8斗7升余とある。作人は三河国西加茂郡下林村の鈴木栄吉・鈴木岩太郎・鈴木磯吉・鈴木吉蔵などであった。ただし、地主経営はさほど長く続かず、明治20年代の総勘定帳には記載がない。この点についても詳細は不明である。

#### **4. 店方**

渡辺家文書のうち質量両面で注目されるのが、名古屋商人としての商いに関する文書群である。対象年代は天明5年(1785)～昭和30年(1955)、数量は980点、とくに幕末から明治40年代の文書が良く残っている。店方での商売は焚味噌を中心に複数に見られるため、商売ごとに4.1. 焚味噌商、4.2. 綿商、4.3. 諸商(肥料商・茶碗屋・古物商)の柱を立て関係の文書を編成した。なお、3.1.1. 総勘定などには、各商売の年間収支が示されるので、あわせて確認することが必要である。また、家業としての商売であるため、他の文書も商売と無関係とはいえない。本文書の利用の際にはこれらの点に

関する留意が必要である。

#### 4.1. 焚味噌商

4.1. 焚味噌商は同家がかつとも重視した商売である。既述の通り本家佐野屋与右衛門家の商売に関わり、同じ佐野屋を冠して初代佐兵衛にはじまる。その経緯は不明であるが、天保期頃には店舗を構えたものと見られ、天保13年(1842)3月に導入される尾張藩の株仲間解散との関連も考えられる。対象文書の上限は天明5年(1785)、下限は昭和30年(1955)である。4.1. 焚味噌商に関する文書は、その活動に関わり、4.1.1. 経営・資本、4.1.2. 焚味噌組合、4.1.3. 役所関係、4.1.4. 資産・資金、4.1.5. 店卸帳、4.1.6. 取引、4.1.7. 出入・裁判、4.1.8. 勘定、4.1.9. 製造、4.1.10. 奉公人・職人、4.1.11. 諸活動、4.1.12. 書状に編成した。

このうち4.1.1. 経営・資本は、1. 本家関係、2. 店・社屋、3. 分店に編成した。1. 本家関係は、点数12点、対象年代は文政9年(1826)～明治13年(1880)である。ここでは本家佐野屋与右衛門家に関わる文書を編成した。既述のごとく初代佐兵衛は本家の商売に「召仕」として関わり、後に佐野屋佐兵衛として別家したが、その後も本家と深く関係していた。この点はさまざまな記録で確認できるが、ここでは商売に関わると見られるものを編成した。文政9年、焚味噌商売を行った駒屋瑞甫から佐野屋与右衛門への味噌商売の権利、居屋敷、諸道具譲渡に関する文書類も含まれる。譲渡額は730両に及ぶが、証文に佐兵衛の名前は見え、渡辺家に伝来した理由が明確ではない。本家との関係、あるいは対象施設などの権利が佐兵衛家に移ったことも考えてここに配した。佐兵衛家と直接関係する文書では、本家からの小納戸金入金覚帳、金子借用証文(借入金190両)、年々御下金の覚書、恩借金返済仕法などに関する書類、また、本家へ忠勤を賞した尾張藩の報奨金などに関する文書がある。経営面では明治13年代においても本家との関係は深かったといえる。

2. 店・社屋は、明治期のもの5点を編成した。商号登録・商標見本・居屋敷土蔵などの図面などからなるが、他でも触れるが居屋敷・製造所などは4.1.3. 役所関係のうちの届・願や、5.3.1. 相続などにそれぞれの目的から存在するので合わせて参照願いたい。

3. 分店は、明治18年(1885)から同39年(1906)の文書6点を編成した。明治18年の2件の新規営業届は尾張国中嶋郡萩原村酒井民次郎方借請営業、同郡一宮村内伊東仙十郎扣家借請規営業に関するもの、明治28年には伊藤家に養子に出た2代佐兵衛の次男鋤三郎が醤油味噌塩酢4種を取扱う分店支配人を勤めることに関する文書、さらに明治39年11月の小栗分店開店に関わる文書を収めた。同家が様々な形で営業の拡大を計っていたことがわかる記録といえる。

4.1.2. 焚味噌組合は、1. 年行司、2. 廻状、3. 交際、4. 取決、5. 会社に編成した。点数は130点、上限は天明5年(1785)、下限は明治9年(1876)である。この組合文書では組織論的に2分すべきものを合わせて示した。すなわち、渡辺家は名古屋における焚味噌仲間の構成員であると同時にその組合の年行司などを時に勤めており、本来、構成員としての文書と年行司としての文書は分離することが考えられた。しかし、いずれに属するのか判断に迷う文書も存在したため、両者を一括して示すことにした。文書閲覧者はその点に留意されたい。

1. 年行司の対象年代は文久1年(1861)～明治8年、文書件数は47件である。名古屋には様々な商いごとに同業者が「仲間」を結成し、諸問題の解決や藩関係の事務を処理していた。渡辺家は「焚味噌仲間」に属した。味噌仲間・味噌溜仲間などの記載も見られるが、ここでは焚味噌仲間と同意で

あると捉えた（なお、醤油仲間に関わると考えられる文書も見られたが、渡辺家との関係は未確認）。焚味噌仲間には惣代があり、いくつかの地域的なまとまり（組）を統括した。渡辺家や本家中村家は「東組」に属し、「年行司」（世話方などともいう）を置いて、惣代からの伝達や組内の事務を担当した。幕末維新期の年行司の定員は2名である。名称からは年番での勤めを予想させるが、幕末維新期には渡辺佐兵衛が連年勤め、相方のみが交代している。文久2年段階の東組は、年行司が佐野屋与右衛門・佐野屋佐兵衛、構成員は京丸屋善六、柏屋佐兵衛、品野屋彦三郎、干鯛屋善蔵、八木屋弥兵衛、三輪屋甚左衛門、扇屋半七、山本屋甚兵衛、佐野屋宗右衛門、鍋屋源兵衛である（No28-671）。現存する文書からは、藩からの通達、構成員からの連絡書類、冥加金取立、鑑札の受け渡しなどに関する事務を確認できる。

2. 廻状には、惣代からの連絡を受けて順達されたもの、年行司が独自に組内の事務に関わり順達するものなどがある。何れの場合も、順達された廻状は最終的には発信者である年行司に戻される。渡辺家に現存する廻状はこうして回収された廻状や写などである。無年号のものが大半であるが、件数は64点である。

3. 交際は、「味噌屋御連中」による会食に関する文書など4点を収めた。組内での会合などに関するものと思われる。4. 取決では、焚味噌仲間や各組が活動に関わって作成した様々な取り決めなどに関する文書を編成した。件数は11点、対象年限は天明5年（1785）～明治2年である。天明5年の味噌屋仲間掟書写が含まれるが、新興の渡辺家にとっても重要な情報であり、おそらくは仲間入りなどに関わり書写されたものであろう。他には文政11年の味噌溜り商人組合取決め、弘化・安政の消防に関する取決め、原料である大豆の取扱い規則、升取扱い規則などがある。5. 会社は、明治4年（1871）、焚味噌仲間が新規に設立した焚味噌通商会社、明治5年の入津醤油会社の規則や組織などの文書を配置した。点数は4点である。

4.1.3. 役所関係は、1. 届・願、2. 通達などを編成した。対象年次は明治5年（1872）～25年（1892）、数量は288件。県による売人掌握に関わり、関係者は様々な対応を求められた。たとえば、県は売上金高届、醤油製造営業免許鑑札、溜り醪及溜現在高届、溜味噌買入届、溜醤油製造見込石届、醤油製造場建物並諸器械調書、醤油製造搾り器械封緘御請書、味噌現在高届、醤油製造方法書、醤油味噌御検査、醤油製造搾り器械御解封願などの提出を求めた。原料仕入れ、製造方法（原料配分）、製造高、仕込み桶・時期、そして売上げなど、全体がガラス張りにされた状態といえる。製造が終わると検査員が桶などに封をし、利用においても検査員が封を解く決まりであった。県の直接の窓口は時期的に変化するが「醤油税検査官」を宛所とする文書が多数を占める。目録編成では目的ごとに細かに編成せずに、編年順に示した。なお、役所への報告書から所得高・売買高・資産状況などを表化して本解説末に示した（第1～3表）。

4.1.4. 資産・資金は、対象年次が明治14年（1881）～19年、数量は7件。会社借入金関係、売上仕入駄賃など勘定書、醤油醸造関係道具類、商物保有高総勘定などを編成した。

4.1.5. 店卸帳は、焚味噌商に関わる現在品の勘定帳であり、6月と12月、年2回勘定がなされた。現存する文書は明治23年（1890）～41年、数量は12件である。

4.1.6. 取引は、1. 仕入・注文、2. 送り状、3. 仕切、4. 値段、5. 支払、6. 通帳、7. 預札、8. 取引札に編成した。対象件数は227件、年代は慶応3年～明治39年である。このうち1. 仕入・注文は120件、2. 送り状45件と数量が多いが、その大半はいずれも明治28年の日付であり、偶然に同年分がそっくり残っ

たことが考えられる。3.仕切、5.支払なども同様であるが、いずれも日々の商売のなかで発生したものであり、数値情報が集約された県への報告書などとは異なる一次的な文書である。4.値段は販売品物の値段書などである。6.通帳には、慶応3年(1867)～明治39年(1906)の通帳30冊を編成した。通帳の大半は「味噌溜御通」と題されたものであり、渡辺家(佐野屋)が小売の顧客に与えたものである。逆に佐野屋が買い手となった通帳も数点見られる。塩・酢・酒・薪などであり、商売との関係が考えられるため、ここに一緒に取めた。7.預札は、小さな札であり、そこには佐野屋佐兵衛の名前、割印などが見られることから溜などの預り証という名称付与が適当と判断したが、その利用方法は不明である。数量は71件。8.取引札も同様に用途は不明であるが、取引に関わる番号札であると考えここに編成した。数量は16件である。

4.1.7. 出入・裁判は、明治23年の車力による商品横領、明治27年の商品代金未納に伴い相手を訴えたことによる裁判記録などからなる。件数10件である。

4.1.8. 勘定は、1.売上、2.諸勘定、3.正金・札金に編成した。数量は139件、対象年次は明治12年～45年である。売上の勘定書や諸勘定のなかには、メモ的なものも少なくない。また、正金・札金として編成した紙片もその利用目的は不明であり、断簡のようでもある。

4.1.9. 製造には、22件の文書を編成した。年代は文政12年(1829)～明治28年(1895)、製造秘伝書、原料関係、仕込み、諸道具に関するものなどを取めた。

4.1.10. 奉公人・職人の文書件数は12件、年代は上限文政10年(1827)、下限明治34年(1901)である。文政期の奉公人に関する文書が6件見られるが、これは佐野屋宗右衛門家の奉公人に関するものである。佐野屋宗右衛門家は、渡辺家同様に佐野屋と右衛門家を本家とする家であった可能性が高い。焚味噌組合で佐野屋を冠するのは、この3家のみである。

4.1.11. 諸活動は、1.丸屋幸八、2.笹屋又左衛門と編成した。1.丸屋幸八は件数4件、上限は天保3年(1832)、下限は明治5年(1872)である。丸屋幸八(近藤幸八)は江戸時代に藩の御表具師を勤め、明治5年には味噌溜商売のための平商鑑札の交付を願う。現存する文書4件のうち3件は御表具師に関するものである。これらが渡辺家に伝来した理由は特定できなかった。また、2.笹屋又左衛門は、明治5年～明治10年にいたる笹屋の味噌醤油などの売掛金請取帳である。東田町笹又、笹又出店などと文書にあり名古屋東田町に出店していたものと考えられるが、これらの文書が渡辺家に伝来した理由については明らかに出来なかった。

4.1.12. 書状は、焚味噌商に関することが明らかな書状16点を置いた。5.家7.交際4.書状に関連するものが含まれることが予想される。合わせて参照されたい。

## 4.2. 綿商

渡辺家における綿商に関する経営文書は件数54件、年代は天保5年(1834)～明治10年(1877)である。これらを4.2.1.資金、4.2.2.株、4.2.3.取引、4.2.4.金銭勘定、4.2.5.情報と編成した。

残存する文書の残り方からすると、その開始は焚味噌商よりも古い可能性がある。ただし、商売は単独ではなく、銭屋新右衛門との共同での商いである。開始においては本家から資金150両を借り入れており、その時の借金証文には「今般綿商売銭屋新右衛門と仲満商致申候二附為元手金難在拜借申候」(No47-6)とある。借用主は「佐野屋佐兵衛」、仲満商の相手銭屋新右衛門が「加判」する。また、同証文には「金子銭屋新右衛門方江差遣引置候間、万一私如何之儀有之候共新右衛門方より元利急度皆



済可仕候」とあり、本家からの借入金は新右衛門に渡っていた。渡辺家が出資者、銭屋新右衛門が実質的な運営を行う形といえそうである。両者の間での金銭受け渡しは、これ以外にも見られる。また銭屋新右衛門宛の文書が少なからず見られるが、これも以上のような仲満商に由来すると考えられる。この商売の終了時期は明らかでないが、残された文書からは、2代目佐兵衛の代に終了したことが考えられる。なお、綿に関する取引文書などでは、この商売に関わる文書であるのか、また、家の活動や暮らしに関わるものであるのか、特定できないものも存在した。利用にあたっては留意願いたい。

#### 4.3. 諸商

渡辺家は、焚味噌や綿商の他に4.3.1.肥料商・4.3.2.茶碗屋・4.3.3.古物商を行った。

4.3.1.肥料商の文書件数は11件。明治14年(1881)6月付けの肥物小売業廃業届が名古屋区役所区長宛に出されており、同家が肥料を商ったことが明らかであるが、無年号の文書やメモ的なものが大半であり、詳細は不明である。なお、本商売は本業の焚味噌製造を通じて発生した大豆の搾り粕などを扱う派生的な商いであった可能性が高い。

4.3.2.茶碗屋は文書件数2件。「茶わん屋株買入之覚」(No46-9)によれば、天保12年(1841)7月、佐野屋佐兵衛は茶碗屋に関わり大曾根万屋善九郎が所持していた瀬戸物本業染附株札を買入れている。代金は1両2分であるが、世話方3軒へ礼物1分、会所へ礼物酒1升、盆前御運1匁、株口入道具屋元兵衛礼5匁の支出を見ている。また、「茶わん屋株買入之覚」には、当時の尾張藩における焼き物商売の諸団体が示されており、渡辺家の位置を焼き物商売全体のなかで理解することもできる。ただし、商売を具体的に示す記録類は本文書群に見られない。

4.3.3.古物商は文書件数12点。明治28年(1895)12月10日付けで古物営業願が鍋屋町警察署長宛に出されており、その開始年を確認できる。願い主は、当時、隠居して主税町8番戸に居住した3代佐兵衛であり、店舗箇所も同人の住居箇所と同様である。古道具・古書画・古本などを扱う。焼き物などの仕入れに関する文書も見られるが、多くは無年号であり、活動時期などは不明である。なお、こうした文書群の存在からは、隠居別居していた3代佐兵衛の文書類も最終的には本家の文書群に組み入れられたことが考えられる。

#### 5. 家

本文書群の年代は上限が天保2年(1831)、下限が明治44年(1911)、件数は669件である。文書群は5.1.家屋普請、5.2.家政、5.3.家族、5.4.冠婚葬祭、5.5.教育教養、5.6.家計、5.7.交際、5.8.信仰、5.9.衛生、5.10.諸活動、5.11.乳母奉公、5.12.日記、5.13.物品からなる。なお、家族の諸動向は商売の許可や届けなどに関わり、経営文書の中にも散見する。略系図作成のための基本的情報もそれらによっている(例えばNo37-1-5～8など)。

5.1.家屋普請は文書件数9件、年次は明治21～39年であるが、無年号のものも多い。建材・建具購入や建物維持に関わると見られる職人手間に関するものなどからなる。

5.2.家政は、5.2.1役所関係、5.2.2町関係からなる。文書件数は18件、対象年次は明治3～31年である。役所関係には戸籍関係の届、印鑑証明願、寄留届など役所と関わるものを配した。なお、5.3.1相続にも役所宛のものが含まれるので、利用に当たって留意願いたい。町関係は家と町組に関わるもの、例えば町組の溝堀割費の受け取りなどを配した。

5.3.家族は件数51件、5.3.1相続、5.3.2家訓、5.3.3諸動向、5.3.4書状からなる。5.3.1相続は文書件数32件、

年次は天保2年(1831)～明治31年(1898)である。ここには渡辺家の戸主の交代などに伴う役所への提出書類を主に収めた。とくに明治10年時の2代佐兵衛から3代佐兵衛への相続に関する文書は充実しており、屋敷地や製造所の配置図、商売関係の機器・道具類などの書き上げは、同家の商売を知る上でも欠かせない。なお、ここには天保2・5年、甚兵衛という人物から庄兵衛・友次郎への相続に関する文書もあわせて配した。渡辺家と相当関係の深い家であることは間違いなく、初代佐兵衛が甚兵衛代理として相続に立ち会ったことにより、関連文書が伝来したと考えられる。5.3.2 家訓には、天保15年2月作成の初代佐兵衛の掟書など3点を配置した。そのうちの一つには「掟書一子相伝」などとあり、初代渡辺佐兵衛至光と2代定治郎晋盈の署名捺印が見られる(No28-563)。初代は嘉永1年以前に亡くなっており、俣への代替わりに関連して親子連名の掟書が作成されたことが考えられる。なお、同文書には「右掟手書本書は本家ニ納ル也、定治郎借用致写之」とあり、この掟書は本家が有したものを借り出し、それを写して作成している。本家・別家と同じ価値観であることが期待された結果ではなかろうか。5.3.3 諸動向は件数4件、対象年代は明治22年から明治44年である。家族の諸動向や同家に居留した人々に関する文書などからなる。なお、居留者のなかには商売関係のものが含まれることも考えられる。5.3.4 書状には親族間における書簡を配した。件数12件、無年号のものが大半である。

5.4. 冠婚葬祭は件数44件、年次は文久3年(1863)～明治39年(1906)である。親族を中心に渡辺家が拘わった冠婚葬祭に関する文書を祝事、仏事に分けて編成した。

5.5. 教育教養は、5.5.1 学校、5.5.2 教養、5.5.3 諸芸能からなる。件数は43件、年次は天保13年(1842)～明治31年(1898)である。学校は入学願いや授業参観など、教養は和歌・俳句・漢詩などの作品や、作品批評に関するものなどからなる。和歌・俳諧などは創作グループに属し、そこでの活動の結果生み出されたものが多い。諸芸能は能・狂言などの情報に関するものである。教養・諸芸能とも年次を欠くものが大半であるが、各当主とも程度の差はあれ、素養として身につけることが求められていたのではなかろうか。なお、5.7.4 書状に教養や芸能に関する文書が少なくない。あわせて確認されたい。

5.6. 家計は、5.6.1 買物と5.6.2 支払に編成した。総件数185件、年次は天保7年(1836)～明治31年(1898)であるが、無年号のものが多くを占めるため、この年限に止まることを意味するものではない。5.6.1 買物は名古屋での買物の領収書・買物品書上等からなる。婚礼などに関連したものや家普請などの金銭請取なども一部含まれる。件数は154件である。5.6.2 支払は、料理屋・人力車・船賃などの支払いに関係するものであり、件数は31件である。

5.7. 交際は、5.7.1 贈答、5.7.2 寄付、5.7.3 交流、5.7.4 書状からなる。総件数256件、記年号の文書にみる年限は弘化2年(1845)～明治31年(1898)である。詳細は目録本文によるが、贈答には、本家からの出産祝いなど祝義7年間分の書上げもみられ、本家との関係が経済的な関係に止まらなかったことを確認できる(No46-38)。寄付は嘉永3年(1850)大洪水に伴う人々への味噌などの寄付行為や学校建築などの寄付行為に関する文書からなる。書状は、233件とその件数が多い。さまざまな意思伝達が書状を用いてなされており、とくに諸芸能に関するものが多い。5.5. 教育教養とあわせて利用願いたい。

5.8. 信仰は、文書件数21件、年次は慶応3年(1867)～明治15年(1882)であり、祭礼や社寺参詣などに関する文書からなる。

5.9. 衛生は、文書件数3件、家族の健康や衛生などの文書である。

5.10. 諸活動は、件数 32 件、年限は安政 5 年（1858）～明治 29 年（1896）、商売などには収まらない諸活動に関する文書を配置した。

5.11. 乳母奉公は、天保 4 年（1833）のもの 1 件のみである。宛名は渡辺家ではなく、佐野屋宗右衛門宛である。現存理由は不明である。

5.12. 日記は、2 件、年次は不明である。

5.13. 物品は、白紙 4 枚を配した。文書などに混じってモノ資料が発見されることが少なくないが、物品として編成すべきものがあると考えた。たとえば文具などはモノとして管理されたわけであり、秩序の復元を試みるならば物品が適当であろう。

### 渡辺家文書の整理方針

渡辺家文書は、昭和 37 年（1962）度に古紙業者より文部省史料館が受け入れ、文書群記号 37X14 を与え、これまで仮整理のまま閲覧に供してきたものである。今回、目録刊行にあたってはこの仮整理の文書配列順にしたがい、これまでの仮番号を生かしながら、文書群個々に整理番号を与えた。

また、渡辺家文書には一件書類が袋や紙綴で一括りにされるものが少なくなかった。これらはすでに付されていた整理番号に枝番号、孫番号を用いて目録上に示し、同時に形態欄に封筒入・紐括り・袋入などと状態を明記した。ただし、これらの中には、便宜的にひとまとまりとされたものも多く見られ、綴られたもの相互の関係が必ずしも明瞭でないものもあった。したがって、目録の作成では、これらを組織機能との関わりで然るべき位置に移動させることをおこなった。枝番号が与えられた文書が、まとまりを離れ、各所に散在する状況は、こうした理由による。また、やや煩雑な感があったが、各文書ごとに一括状況（たとえば「No.28-112 は 13 冊紐一括」など）を記して、利用者に伝来状態を伝えることが出来るように配慮した。

なお、枝番号表記のすべてが、こうした集合的な状況を示すものではない。過去の仮整理段階では、同内容の文書を取り集め枝番号を付すことが行われたため、仮整理での番号を引き継いだ本目録では、枝番号が形態的な特徴を示す場合と、内容的なまとまりを示す場合がある。集合的状況は、前述のごとく形態欄に示した注記によって判断されたい。

**史料状態** 綴じ紐が切れた文書が見られる。重要と判断された文書の一部が裏打ちされている。

**検索手段** 本目録（国文学研究資料館調査収集事業部『史料目録』第 92 集）。

**複製の存在** とくにない。

### 関連史料

徳川林政史研究所所蔵「尾張国名古屋史料」に渡辺佐兵衛による文書が 3 点ほど確認される。

### 出版物

渡辺家文書を用いた出版物はないと考えられるが、渡辺家文書を理解する上で参考となる図書には次のものなどがある。

- ・『名古屋市史』産業篇（大正 4 年 8 月、名古屋市）
- ・『新修名古屋市史』第 3 卷（平成 11 年 3 月、名古屋市）
- ・『新修名古屋市史』第 4 卷（平成 11 年 3 月、名古屋市）

**記述日** 2010 年 12 月 10 日（担当大友一雄）